

2026年6月11日

【追加開示事項】

吸収分割に関する事項（事前開示事項）について

（吸収分割承継会社）

東京都港区芝浦三丁目14番15号タチバナビル
スキマワークス株式会社
代表取締役社長 赤荻 心

（吸収分割会社）

東京都港区東新橋一丁目5番2号
株式会社タイミー
代表取締役社長 小川 嶺

スキマワークス株式会社（以下「スキマワークス」といいます。）及び株式会社タイミー（以下「タイミー」といいます。）は、2026年5月18日付で吸収分割契約を締結し、2026年8月1日を効力発生日として、タイミーを吸収分割会社、スキマワークスを吸収分割承継会社とする吸収分割を行うことに関し、事前開示事項（会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条）を記載した2026年6月2日付け「吸収分割に関する事項（事前開示事項）について」と題する書類（以下「本事前開示書類」といいます。）を本店に備え置いておりますが、2026年6月11日開催のタイミーの取締役会において、子会社を設立することが決議されたことに伴い、本事前開示書類の内容に追加することが生じたため、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条第7号、会社法第794条第1項及び第192条第8号の規定に基づき、本事前開示書類の「6. タイミー（吸収分割会社）に関する事項」の「(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容」に下記の内容を追加して備え置きます。

記

タイミーは、当社プラットフォームを活用した新たな周辺領域（金融関連ソリューション等）の事業化に向けた準備を目的として、2026年6月11日開催の取締役会において、以下のとおり子会社を設立することを決議しました。なお、現時点で当該子会社の事業開始日は未定であり、また、当該子会社の設立が、タイミーの連結業績に与える影響は軽微であると判断しております。

(1)名称	株式会社タイミーフィナンシャル	
(2)所在地	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
(3)就任予定の代表者の役職・氏名	代表取締役 八木 智昭 (現 タイミー 取締役CFO)	
(4)事業内容	金融関連サービスの企画・開発	
(5)資本金	100,000千円	
(6)設立年月日	2026年7月10日 (予定)	
(7)決算期	4月末日	
(8)株主及び持株比率	タイミー 100%	
(9)タイミーと当該会社との間の関係	資本関係	タイミー100%出資の子会社として設立する。
	人的関係	タイミーより役員・従業員が兼任又は移籍予定
	取引関係	新会社のため該当事項はありません。

以 上